

第五十八回国会 社会労働委員会議録 第二十一号

昭和四十三年四月二十六日(金曜日)

午前十時二十五分開議

出席委員

委員長 八田 貞義君

理事 小沢 辰男君

理事 田川 誠一君

理事 藤本 孝雄君

理事 田邊 誠君

理事 大坪 保雄君

理事 齋藤 邦吉君

理事 世耕 政隆君

理事 竹内 黎一君

理事 増岡 博之君

理事 箕輪 登君

理事 加藤 万吉君

理事 西風 勲君

理事 八木 一男君

理事 本島百合子君

理事 伏木 和雄君

出席國務大臣

厚生 大臣 園田 直君

労働 大臣 小川 平二君

出席政府委員

厚生政務次官 谷垣 專一君

厚生省援護局長 実本 博次君

社会保険庁医療 加藤 威二君

保険部長 村上 茂利君

労働省労働基準 局長 村上 茂利君

委員外の出席者

専門員 安中 忠雄君

四月二十五日

戦争犯罪裁判関係者に見舞金支給に関する陳情書(指宿市十二町二九九六 伊地知季春)(第三三六号)

第一類第七号

社会労働委員会議録第二十一号

昭和四十三年四月二十六日

理容師法の一部改正に関する陳情書(石川県議會議長矢田富雄)(第二三三三号)

健康保険制度における助産給付に関する陳情書外一件(大津市議會議長掛村市之丞外一名)(第二三八号)

失業者の完全就労及び救済措置に関する陳情書外二件(田川市議會議長柏木正東外二名)(第二三九号)

豪雪地に対する失業保険適用に関する陳情書(長岡市表町一の四の一〇 新潟県建設労働者厚生協会中越支部長藤川晴一)(第二四〇号)

国民健康保険事業財政の危機打開に関する陳情書(久慈市議會議長石川孝一)(第二四二号)

造林事業労働者に失業保険適用に関する陳情書(徳島市幸町三の一 徳島県市町村林野振興対策協議会長松本千一)(第二四二二号)

国民健康保険制度改善に関する陳情書(三重県議會議長北川正雄)(第二四三三号)

事業内共同職業訓練の振興強化に関する陳情書(長岡市表町一の四の一〇 長岡市共同職業訓練協議会長藤川晴一)(第二四四号)

職業訓練の基本的考え方に関する陳情書(長岡市表町一の四の一〇 長岡市共同職業訓練協議会長藤川晴一)(第二四五号)

むちうち症救済法の早期制定に関する陳情書外二件(北海道余市郡余市町議會議長吉田増次外二名)(第二四六号)

日雇健康保険制度改善に関する陳情書外三件(静岡市鷹匠町二の五五の一 静岡県建設産業組合連合会内田孫平外三名)(第二四七号)

医療保険制度の改正反対に関する陳情書外一件(歌志内市議會議長国分春三外一名)(第二四八号)

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案の成立促進に関する陳情書(岡山県真庭郡久

世町議會議長池田弥)(第二四九号)

原子爆弾被爆者の援護強化に関する陳情書(府中市議會議長ル野貞次郎)(第二五〇号)

精神障害者の収容施設設置に関する陳情書(福知山市議會議長足立幸次郎)(第二五一号)

国立療養所の医師及び看護婦増員に関する陳情書(札幌市議會議長松宮利市)(第二五二号)

国有林労働者の早期年間雇用制度実現に関する陳情書(北海道網走郡津別町議會議長白馬外吉)(第二五三三号)

沖繩結核患者の本土療養所受入れ方式切替え反対に関する陳情書(岡山県都窪郡早島町議會議長岩城尚)(第二五七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

社会保険労働士法案起草の件

〇八田委員長 これより会議を開きます。

この際、社会保険労働士法案起草の件について議事を進めます。

社会保険労働士法案

社会保険労働士法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 社会保険労働士試験(第八条―第十四条)

第三章 社会保険労働士業(第十五条―第二十条)

第四章 監督(第二十四条・第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条―第三十一条)

第六章 罰則(第三十二条―第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、社会保険労働士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もって労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「社会保険労働士」とは、主務大臣の免許を受け、社会保険労働士の名称を用いて、次の各号に掲げる業務を行なう者をいう。

一 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令(以下「労働社会保険諸法令」という。)に基づいて行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書その他の書類を作成すること。

二 労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類(前号に掲げる書類を除く。)を作成すること。

三 事業における労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること(労働争議に介入することとなるものを除く。)

前項各号に掲げる業務には、その事務を行なうことが他の法律(行政書士法(昭和二十六年法律第四号)を除く。)において制限されている事務並びに労働社会保険諸法令に基づく療養の給付及びこれに相当する給付の費用についてこれらの給付を担当する者のなす請求に関する事務は含まれない。

(資格)

第三条 次の各号の一に該当する者は、社会保険労働士となる資格を有する。

一 社会保険労働士試験に合格した者

二 第二十一条の規定による社会保険労務士試験の免除科目が第九条に掲げる試験科目の全部に及ぶ者

2 弁護士となる資格を有する者は、前項の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有する。

(免許)

第四条 社会保険労務士となる資格を有する者が社会保険労務士となるには、主務大臣の免許を受けなければならない。

2 社会保険労務士の免許は、免許証を交付して行なう。

(欠格事由)

第五条 次の各号の一に該当する者には、社会保険労務士の免許を与えない。

- 一 未成年者
- 二 禁治産者又は準禁治産者
- 三 第二十五条第一項の規定による免許の取消しの処分を受けた者で、その処分の日から二年を経過しないもの
- 四 この法律又は労働社会保険諸法令の規定により罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの
- 五 前号に掲げる法令以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

(免許の取消し)

第六条 主務大臣は、社会保険労務士が虚偽若しくは不正の事実に基づいて免許を受けた者であることが判明したとき、社会保険労務士が前条第二号、第四号若しくは第五号に該当するに至ったとき、又は社会保険労務士から免許取消しの申請があったときは、その免許を取り消さなければならない。

(免許に関する省令への委任)
第七条 この章に規定するもののほか、社会保険労務士の免許の申請、免許証の交付その他免許

に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第二章 社会保険労務士試験

(受験資格)

第八条 次の各号の一に該当する者は、社会保険労務士試験を受けることができる。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学において学士の称号を得るのに必要ない般教養科目の学習を終つた者又は同法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者
- 二 旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)による高等学校高等科、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学予科又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を卒業し、又は修了した者
- 三 司法試験第一次試験又は高等試験予備試験に合格した者
- 四 国又は地方公共団体の公務員として労働社会保険諸法令に關する事務に従事した期間が通算して三年以上になる者
- 五 国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間が通算して五年以上になる者
- 六 行政書士となる資格を有する者
- 七 社会保険労務士又は弁護士の業務の補助の事務に従事した期間が通算して五年以上になる者
- 八 労働組合の役員として労働組合の業務にもつぱら従事した期間が通算して五年以上になる者又は会社その他の法人(法人でない社団又は財団を含む。)(労働組合を除く。次号において「法人等」という。)の役員として労働を担当した期間が通算して五年以上になる者
- 九 労働組合の職員又は法人等若しくは事業を営む個人の従業者として労働社会保険諸法令に關する主務省令で定める事務に従事した期間が通算して五年以上になる者

十 主務大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(社会保険労務士試験)

第九条 社会保険労務士試験は、社会保険労務士となるのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行なう。

- 一 労働基準法
- 二 労働者災害補償保険法
- 三 失業保険法
- 四 健康保険法
- 五 日雇労働者健康保険法
- 六 厚生年金保険法
- 七 労働及び社会保険に關する一般常識

(試験の執行)
第十条 社会保険労務士試験は、毎年一回以上、主務大臣が行なう。

2 主務大臣は、社会保険労務士試験をつかさどらせるため、労働及び社会保険に關し学識経験を有する者のうちから社会保険労務士試験委員を任命するものとする。

(試験科目の一部の免除)

第十一条 別表第二の上欄に掲げる社会保険労務士試験の試験科目については、当該下欄に掲げる者に該当する者に対して、それぞれ、その申請により、その試験を免除する。

(受験手数料)

第十二条 社会保険労務士試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、受験手数料を納めなければならない。

2 前項の規定により納めた受験手数料は、社会保険労務士試験を受けなかった場合においても還付しない。

(合格の取消し等)

第十三条 主務大臣は、不正の手段によつて社会保険労務士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による処分を受けた

者に対し、情状により、三年以内の期間を定めて社会保険労務士試験を受けることができないものとすることができる。

(試験に關する省令への委任)

第十四条 この章に規定するもののほか、受験手續、社会保険労務士試験委員その他社会保険労務士試験に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第三章 社会保険労務士業

(社会保険労務士業の届出)

第十五条 他人の求めに応じ報酬を得て、第二条に規定する事務を業として行なうとする社会保険労務士は、事務所を定めて、あらかじめ、氏名、事務所、所在場所その他主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(事務所)

第十六条 他人の求めに応じ報酬を得て、第二条に規定する事務を業として行なう社会保険労務士(以下「社会保険労務士業を行なう社会保険労務士」という。)は、その業務を行なうための事務所を二以上設けてはならない。ただし、特に必要がある場合において主務大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(不正行為の指示等の禁止)

第十七条 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は、不正に労働社会保険諸法令に基づく保険給付を受けること、不正に労働社会保険諸法令に基づく保険料の賦課又は徴収を免れることその他労働社会保険諸法令に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしてはならない。

(報酬の制限)

第十八条 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は、何らの名義をもつてするを問はず、その業務に關し、主務大臣が定める額をこえて報酬を受けてはならない。

2 主務大臣は、前項の報酬の額を定めるとき

は、これを告示しなければならない。

(帳簿の備付及び保存)

第十九条 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は、その業務に関する帳簿を備え、これに事件の名称、依頼を受けた年月日、受けた報酬の額、依頼者の住所及び氏名又は名称その他主務大臣が定める事項を記載しなければならない。

2 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は、前項の帳簿をその関係書類とともに、帳簿閉鎖の時から一年間保存しなければならない。社会保険労務士業を行なう社会保険労務士でなくなったときも、同様とする。

(依頼に応ずる義務)

第二十条 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は、正当な理由がある場合でなければ、依頼を拒んではならない。

(信用失墜行為の禁止)

第二十一条 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は、社会保険労務士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第二十二条 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。社会保険労務士業を行なう社会保険労務士でなくなった場合においても、同様とする。

(労働争議に対する不介入)

第二十三条 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は、法令の定めによる場合を除き、労働争議に介入してはならない。

第四章 監督

(報告及び検査)

第二十四条 主務大臣は、社会保険労務士業を行なう社会保険労務士の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該社会保険労務士に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員をして当該社会保険労務士の事務所に入り、当該社会保険労務士に

質問し、若しくはその業務に係る帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査しようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(懲戒)

第二十五条 社会保険労務士がその業務に関してこの法律若しくはこれに基づく命令若しくは労働社会保険諸法令に違反したとき、又は社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、主務大臣は、戒告を与え、一年以内の期間を定めて社会保険労務士業を行なう社会保険労務士の業務の停止を命じ、又は社会保険労務士の免許を取り消すことができる。

2 主務大臣は、前項の規定により業務の停止又は免許の取消しをしようとするときは、当該社会保険労務士又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行なわなければならない。

3 前項の場合において、主務大臣は、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を、その期日の一週間前までに、当該社会保険労務士に通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

4 聴聞においては、当該社会保険労務士又はその代理人は、釈明をし、かつ、証拠を提出することができる。

5 主務大臣は、当該社会保険労務士又はその代理人が正当な理由がなく聴聞の期日に出頭しないときは、聴聞を行なわないで、第一項の規定による業務の停止又は免許の取消しをすることができる。

第五章 雑則

(名称の使用制限)

第二十六条 社会保険労務士でない者は、社会保険労務士又はこれに類似する名称を用いてはな

らない。

(社会保険労務士業の制限)

第二十七条 社会保険労務士でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て第二十一条第一号及び第二号に規定する業務を業として行なつてはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に附随して行なう場合は、この限りでない。

(資質向上のための援助)

第二十八条 主務大臣は、社会保険労務士の資質の向上を図るため、講習会の開催、資料の提供その他必要な援助を行なうように努めるものとする。

(主務大臣等)

第二十九条 この法律における主務大臣は、厚生大臣及び労働大臣とする。

2 この法律における主務省令は、厚生省令、労働省令とする。

(権限の委任)

第三十条 この法律に規定する主務大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事及び都道府県労働基準局長に委任することができる。

(省令への委任)

第三十一条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第六章 罰則

第三十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 虚偽又は不正の事実に基づいて社会保険労務士の免許を受けた者

二 第二十七条の規定に違反した者

三 第二十九条の規定に違反した者

四 第二十五条第一項の規定による業務の停止命令に違反した者

五 第二十七条の規定に違反した者

2 前項第三号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第三十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十八条第一項の規定に違反した者

三 第十九条の規定に違反した者

四 第二十条の規定に違反した者

五 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 第二十六条の規定に違反した者

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十二条第一項第五号又は前条第二号若しくは第五号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(資格の特例)

2 この法律の施行の際引き続き六箇月以上行政書士会に入会している行政書士は、第三条の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有する。

3 前項の規定により社会保険労務士となる資格を有する者が社会保険労務士となるには、この法律の施行の日から起算して一年以内に、第四条第一項の規定による主務大臣の免許を申請しなければならない。当該期間内に免許の申請をしない場合においては、当該期間経過の日において、その社会保険労務士となる資格を失う。

4 この法律の施行の際に次の各号の一に該当する者で、主務大臣が行なう選考により、社会保険労務士となるにふさわしい知識及び能力を

有すると認められたものは、第三条の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有する。

一 学校教育法による大学において学士の称号を得るのに必要な一般教養科目の学習を終った後、又は同法による短期大学、旧高等学校令による高等学校高等科、旧大学令による大学予科若しくは旧専門学校令による専門学校を卒業し、若しくは修了した後、国又は地方公共団体の公務員として労働社会保険諸法令の施行事務に連算して八年以上従事した者

二 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中学校、高等女学校若しくは実業学校を卒業した後、国又は地方公共団体の公務員として労働社会保険諸法令の施行事務に連算して十年以上従事した者

三 国又は地方公共団体の公務員として労働社会保険諸法令の施行事務に連算して十二年以上従事した者

四 主務大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

五 前項の規定により主務大臣が行なう選考を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、昭和四十四年三月三十一日までに、その申請をしなければならない。

六 主務大臣は、附則第四項の選考の事務をつかさどらせるため、臨時に、労働及び社会保険に關し学識経験を有する者のうちから社会保険労務士選考委員を任命するものとする。

七 社会保険労務士選考委員は、附則第四項の選考を行なうにあつて、必要と認める場合においては、審査を行なうことができる。

八 附則第四項の選考を受けようとする者は、政令で定めるところにより、選考手数料を納めなければならない。

九 社会保険労務士選考委員に關して必要な事項は、主務省令で定める。

10 附則第四項の選考及び附則第七項の審査の基準は、主務大臣が告示する。

（社会保険労務士試験の執行に關する特例）

11 第十条第一項の規定にかかわらず、昭和四十三年においては、社会保険労務士試験を行なうことができない。

（名称使用に關する経過規定）

12 この法律の施行の際現に社会保険労務士又はこれに類似する名称を用いている者は、この法律の施行の日から起算して一年間は、第二十六条の規定にかかわらず、なお従前の名称を用いることができる。

（厚生省設置法の一部改正）

13 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五百一十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条第六十二号の六を第六十二号の七とし、第六十二号の五の次に次の一号を加える。

六十二の六 社会保険労務士試験及び社会保険労務士の免許の取消しを行ない、又は社会保険労務士業の停止を命ずること。

第三十六条の四「第六十二号の五」の下に「第六十二号の六」を加える。

第三十六条の六中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

第十二 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第十二号）を施行すること。

（労働省設置法の一部改正）

14 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条第十三号の二を第十三号の三とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第十二号）に基づいて、社会保険労務士試験及び社会保険労務士の免許を行ない、並びに社会保険労務士の免許の取消しを行ない、又は社会保険労務士業の停止を命ずること。

第六条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 社会保険労務士法の施行に關すること。

（地方税法の一部改正）

15 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第七項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 社会保険労務士業

（行政書士法の一部改正）

16 行政書士法の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「他の法律」の下に「社会保険労務士法（昭和四十三年法律第十二号）を除く。」を加える。

（登録免許税法の一部改正）

17 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号中「登録」の下に「免許」を加え、同号（代）の次に次のように加える。

（七）の二 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第十二号）の社会保険労務士の免許

（第四号）の社会保険労務士の免許

（第四号）の社会保険労務士の免許

（第四号）の社会保険労務士の免許

（第四号）の社会保険労務士の免許

（第四号）の社会保険労務士の免許

（第四号）の社会保険労務士の免許

（第四号）の社会保険労務士の免許

（第四号）の社会保険労務士の免許

十三号）
八 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）第十条の二、第十條の三及び第十八條の規定に限る。）
九 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百十七号）
十 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）
十一 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第九十九号）
十二 じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）
十三 身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第二十三号）
十四 雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第六十六号）
十五 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）
十六 労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第八十八号）
十七 港湾労働法（昭和四十年法律第二百二十号）
十八 雇用対策法（昭和四十一年法律第三百十二号）
十九 沖縄居住者等に対する失業保険に關する特別措置法（昭和四十二年法律第三十七号）
二十 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に關する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）
二十一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
二十二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
二十三 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）
二十四 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）
二十五 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百十五号）

- 二十六 厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九法律第十七号）
二十七 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）
二十八 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）
二十九 年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第百八十号）
三十 通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）
三十一 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）
三十二 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律（昭和四十二年法律第百四十号）
三十三 前各号に掲げる法律に基づく命令
三十四 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号。前各号に掲げる法令に係る不服申立ての場合に限る。）

別表第二

免除科目

免除資格者

司法試験第二次試験に合格した者で労働法を選択したもの

労働基準法

国家公務員として労働基準法又は労働者災害補償保険法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者

労働者災害補償保険法

国家公務員として労働基準法又は労働者災害補償保険法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者

主務大臣が、労働者災害補償保険法についてこの欄の前二項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者

失業保険法
国又は地方公共団体の公務員として失業保険法又は職業安定法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者
失業保険審査官の職にあった期間が通算して五年以上になる者
主務大臣が、失業保険法についてこの欄の前二項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者

健康保険法
国又は地方公共団体の公務員として健康保険法又は日雇労働者健康保険法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者
健康保険審査官の職にあった期間が通算して五年以上になる者
主務大臣が、健康保険法についてこの欄の前二項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者

日雇労働者健康保険法
国又は地方公共団体の公務員として健康保険法又は日雇労働者健康保険法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者
健康保険審査官の職にあった期間が通算して五年以上になる者
主務大臣が、日雇労働者健康保険法についてこの欄の前二項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者

厚生年金保険法
国又は地方公共団体の公務員として厚生年金保険法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者
厚生年金保険審査官の職にあった期間が通算して五年以上になる者
主務大臣が、厚生年金保険法についてこの欄の前二項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者

労働者災害補償保険法
国又は地方公共団体の公務員として労働者災害補償保険法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者
労働者災害補償保険審査官の職にあった期間が通算して五年以上になる者
主務大臣が、労働者災害補償保険法についてこの欄の前二項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者

労働者災害補償保険法
国又は地方公共団体の公務員として労働者災害補償保険法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者
労働者災害補償保険審査官の職にあった期間が通算して五年以上になる者
主務大臣が、労働者災害補償保険法についてこの欄の前二項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者

労働者災害補償保険法
国又は地方公共団体の公務員として労働者災害補償保険法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者
労働者災害補償保険審査官の職にあった期間が通算して五年以上になる者
主務大臣が、労働者災害補償保険法についてこの欄の前二項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者

労働者災害補償保険法
国又は地方公共団体の公務員として労働者災害補償保険法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者
労働者災害補償保険審査官の職にあった期間が通算して五年以上になる者
主務大臣が、労働者災害補償保険法についてこの欄の前二項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者

する一般常識
同以上以上の知識を有すると認める者

理由
社会保険労働士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もって労働社会保険諸法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約二千万円の見込みである。

八田委員長 佐々木義武君より発言を求められ
ておりますので、これを許します。佐々木義武君。
○佐々木（義）委員 本件につきましては、自由民主党、日本社会党、民主社会党、公明党、四党委員の協議に基づき、試案を、各委員のお手元に配付してありますが、四党を代表して私からその趣旨を御説明申し上げます。

今日、社会経済の進展に伴い、労働社会保険関係の法規はその重要度を増すとともに、その内容も次第に複雑かつ専門的なものとなりつつあります。一方、今後の経済成長と労働力不足傾向を考へますと、労働問題の重要性は将来ますます高まり、特に中小企業における労務管理の近代化が切実な問題となってくると思われれます。

このため、これら労働社会保険関係の法規に精通し、適切な指導を行ない得るような専門家が、多く生まれることはきわめて望ましいことである。また中小企業では労務及び社会保険関係の専門部課を企業内に持つ余力もないため、これらの専門家を外部に求めているのが現状であります。

労働社会保険関係の事務は、経営者のための確に処理する必要があるだけでなく、労働者の権利

の確保にも関係するものであります。
このような観点から、国家が一定の資格者について試験を行ない、その合格者に対し免許を与え、その業務の適正をはかるため、社会保険労働士制度を定めるものであります。

そのおもなる内容を申し上げますと、第一に、社会保険労働士とは、主務大臣、すなわち厚生大臣及び労働大臣の免許を受け、社会保険労働士の名称を用いて、労働社会保険諸法令に基づく申請書、届け出書、報告書等の書類の作成及び労働社会保険に関する事項について相談、指導を行なう者をいうことといたしました。

第二に、社会保険労働士試験に合格した者及び弁護士は、社会保険労働士となる資格を有するものとし、社会保険労働士試験の受験資格は一定の学歴または経験を有する者とするものといたしました。

第三に、他人の求めに応じ報酬を得て、社会保険労働士の事務を業として行なう社会保険労働士は、あらかじめ、氏名その他の事項を主務大臣に届け出ることとし、また、社会保険労働士でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、労働社会保険諸法令に基づく書類作成の事務を業として行なうてはならないことといたしました。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び税理士、公認会計士等がその業務に付随して行なう場合にはその制限に触れないことといたしました。

第四に、社会保険労働士は、労働争議に介入してはならないこととするともに、社会保険労働士の資質の向上をはかるため主務大臣が必要な援助を行なうことといたしました。

第五に、以上のほか社会保険労働士の業務の適正をはかるため所要の規定を設けるとともに、法施行にあたり当面の需要を満たすため、主務大臣の選考により一定の知識及び能力を有する者に社会保険労働士となる資格を与える等必要な経過措置を定めることとあります。

この社会保険労働士制度の創設によりまして、中小企業の労務改善に画期的な役割りを果たすと

とともに、労働社会保険行政の外延的存在として、行政の浸透にも大きく役立つものと考えられ、特に今後の労働社会保険の小規模事業所への適用拡大の実施にあたっては、欠くべからざる存在となるものと期待されるのであります。

この際、私は四党を代表いたしまして、動議を提出したいと思ひます。

お手元に配付してあります試案を成案とし、これを本委員会提出の法律案と決定されんことを望みます。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○八田委員長 ただいまの佐々木義武君、河野正君、田畑金光君及び伏木和雄君提出の動議に対し、発言があればこれを許します。——別に御発言ありませんので、この際、本案は予算を伴う法律案でありますので、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取したいと存じます。労働大臣小川平二君。

○小川労働大臣 政府といたしましては、本法案が成立いたしました場合は、本法案の目的に従い、その円滑な運営に遺憾なきを期してまいる所存でございます。

○八田委員長 採決いたします。

佐々木義武君外三名提出の動議のごとく、お手元に配付した草案を成案とし、これを本委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○八田委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

なお、法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○八田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

この際、午後零時三十分まで休憩いたします。

午前十一時三十二分休憩

午後零時四十三分開議

○八田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

内閣提出の戦傷病者戦没者遺族援護法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。後藤俊男君。

○後藤委員 大臣のほうで、時間が十分ないそうでございますので、まず第一番にお尋ねしたいと思ひますのは、大東亜戦争当時、第一線なり、いわゆる戦場へ慰安婦がかなり派遣されておったと思うのです。私も内々これらの派遣されたいきさつにつきまして、できるだけ、どういふ計画でどういふふうに行われたかを調べようと、かなり苦心をしたわけでございますが、聞くところによりますと、無給軍属ということで派遣をしておる。さらにこの派遣につきましては、それらの業者と軍との間で、おまへのところでは何名派遣せよというふうなことで、半強制的なふうなところで派遣されておるといふようなことも私聞いておる次第でございますが、さらにこれらの派遣された慰安婦につきましては、戦場におきまして、戦闘がたけなわになると、あるいは敵の急な襲撃等があった場合には、看護婦の代理もやっておる。さらに弾薬も運ぶというふうな、さながら戦闘部隊のような形でやられておるといふような実績もかなりあると聞いておるのです。

いま申し上げましたような、この慰安婦に対する現在の援護法の適用の問題でございますけれども、これも、過去において五、六十名適用したこともあったというふうなことも聞きました。これは、たとえば自分の家族なりきょうだいなりが戦場に派遣された——振り返ってそういうことは言えるわけでございますけれども、しかしながら、あまりかつこうのいい話ではございませんので、言

たくても言わずにしんぼうしておる人があるんじゃないかというふうなことも推察できるわけなんです。いま申し上げましたような、先ほど言ったように、戦場で、あるときには戦闘部隊になり、あるときにはたまたま運ぶ、あるときには兵隊さんを肉体的に激励する、こういうふうないろいろな苦勞をした慰安婦に対して、この援護法との関係、いままでの経過、さらにこれからの問題につきまして、どういふふうな方向をとっていくとされておるのか、この点につきまして大臣にお伺いをいたしたいと思ひます。

○園田労働大臣 ただいまの御指摘の問題は、その実情が、海軍と陸軍とで関係も違っておりますし、それからもう一つは、戦争の初めごろと終わるごろとではまた資格、契約等のもも変わっておりますのでございませう。また終戦後の混乱時については、御指摘のような点もございませうが、事の本質上、この問題として援護することは実態もなかなかわかりませんし、調査も困難でございますので、じかにこの問題として取り上げることがなかなか困難な問題が多いわけでございませうが、委員の御指摘の点、私もそのように考えますので、たとえば無給軍属の契約をしておる、あるいは戦争の混乱時で後方勤務をやったとか、あるいは弾薬運びをやったとか、あるいは看護婦さんの仕事をやったりとか、そういうものはそういう面からできるだけ広げていって、将来こういう方々にも何とかお報いができるように方針で、事務局で検討したいと考えております。

○後藤委員 いま大臣が言われたのは、こちらがやかましくてあまり十分聞き取れなかったわけでございますけれども、私はこのいま申し上げました問題について、別に厚生省なり政府としても、そういう関係にあった者については援護法を適用しますというふうなPRも全然してないと思ひます。さらに通達その他につきましても、例示等をして、こういう件については援護法が適用されるのだ、こういうふうなことも全然されておらないと思ひます。先ほど言いましたように、五十名な

いし六十名が適用されておるといふのは、だれかに聞いて、聞いた者だけがうまくやったりと語弊がありますけれども、そういう人だけは適用されたのではないかとこのうらに思ふわけでございますけれども、当時大臣も兵隊に行つておられて、慰安婦等の数なりその他につきましては、千名や二千名ではなからうと思ひます。おそらく数千名の慰安婦が第一線なりその他多くの戦場に派遣されておった、これはもう間違いないと思ひます。その中の、先ほど申し上げましたような犠牲者が、全部うまく把握されて援護法の適用をされておるかという点、そこまではいつておらないと思ひます。それなら一体、先ほど申し上げましたような条件にある人を、その援護法の適用対象にする、そういうふうなことにしたといたしますと、それなりの何かの手続をしていただかないと、せっかくそういう条件にありながら、ありがたい法律が適用されないことになってしまふ、こういうふうな思ふわけでございますけれども、その辺のところはいかがでありますでしょうか。

○実本政府委員 いま先生のお話にございませう。いわゆる慰安婦と申しますか、そういう人々の問題につきましては、援護法のためえからいたしますと、先ほど大臣も申し上げましたように、ちよつとそういう見地からの適用のことを考えたことがございませぬので、実は何らそういう面からの実態を把握いたしておりませぬ。ただ、大臣が先ほど申し上げましたように、現実本来の慰安婦の仕事がでなくなつたような状態、たとえば昭和二十年の四月以降のフィリピンというふうな状態を考えますと、もうそこへ行つていた慰安婦の人たちは一緒に銃をとつて戦つた、あるいは傷つた兵隊さんの看護に回つてもらうというふうな状態で処理されたと思ひますか、区別された人たちがあつたわけでございます。そういう人たちは戦闘参加者あるいは臨時看護婦というふうな身分でもつてそういう仕事に従事中散つていかれた、こういうふうな方々につきましては、それは戦闘参加者なりあるいは軍属ということで処遇を

いたしたケースが、先ほど四、五十と申し上げました中の大部分を占めておるわけでございます。したがって、こういう人たちの実態というものは、先生が先ほどちょっと触れられましたように、現実には何か相当前線の将兵の士気を鼓舞するために必要なわけで、軍が相当な勸奨をして

おったのではないかと、思うに思われますが、形の上ではそういった目的で軍が送り出した女性というものの間には、雇用関係はございませんで、そういう前線の将兵との間にケース、ケースで個別的に金銭の授受を行なうて事が運ばれてた模様でございます。軍はそういった意味で雇用関係はなかったわけでございますが、しかし、一応戦地におつて施設、宿舎等の便宜を与えるためには、何か身分がなければなりませんので、無給の軍属というふうな身分を与えて宿舎その他の便宜を供与していた、こういう実態でございます。

いま援護法の対象者としては、そういう無給の軍属というものは扱っておりませんで、全部有給の軍属、有給の雇用人というものを対象にいたしております。端的に言いますと、この身分関係がなかったというところで援護法の対象としての取扱いはどうしてもできかねる。しかしながら、先ほど申し上げました例のように、戦闘参加者なり、あるいは従軍看護婦のような臨時の看護婦さんとしての身分を持った方々につきましては、そういう見地から処遇をいたしておるわけでございまして、もしそういう意味での方がこういう方々の中にまだ処遇漏れというふうになつておりますれば、援護法は全部申請主義でございますので、そういう人があれば申請していただくということになるわけでございます。ただ、時効の問題その他ございしますが、そういう面で援護法の適用をそういう方々にしてまいりたいというのが、このケースの処理としていまのところ援護局と申しますか厚生省の態度でございます。

○後藤委員 そうしますと、いま言われましたように、たとえば第一線へ派遣されたその人らが戦闘に参加した、あるいは看護婦という身分には

なっておりませんけれども、看護婦と同じ作業に従事させられたというところか、あるいは、従事した、それでなくなった、こういうふうな人もあると思うのです。それらの人に対しては援護法を適用してもよろしい、そういうことなのですか。

○実本政府委員 いま先生のおっしゃいますようなケースをいたしましては、戦闘参加者なり、あるいは臨時看護婦としての身分でなくなられた人については、当然請求をしていただいて裁定する、こういうことに相なります。

○後藤委員 そうしますと、いまあなたが言われたように、当時第一線なり戦場へどれくらいの方の慰安婦が派遣されておつたか、数千人だろうというふうな想像をいたしておるわけでございしますけれども、これらの中に、先ほどの援護法を適用してもよろしいというふうな条件に該当する人があつたとしたならば援護法の適用をされるわけなのです。ところが、局長も言われるように、これは申請しなければ問題にならない。しかしそれらの条件に該当する遺族なりそれらの人は、全然そういうことを知らないと思うのです。百人のうち一人や二人は知っておる人があるかもしれませんが、ほとんどの人がわからない。わからなければ申請をしない。申請をしないからこのまゝいくのだ、こういうふうなことが進んできたのが今日であり、これからもうそういうふうになるのではないかと思われるわけでございしますけれども、局長がせっかくそこまでつきりきつて言いつつ切られましたら、それらの条件に該当する人については、これは援護法の適用がされるのだということ、やはり連絡なり、PRなり、通達なり、それらに十分なる手配をとっていただく必要があると思ふのです。

それと同時に、こんなことを申し上げるとまことに失礼かもしれませんが、それらの条件に該当する人は、生活も裕福な人は少なからうと思ふのです。いわば生活に非常に苦しんでおられる家庭の人が多いのじゃないか。しかも遺族の人

も、まことにいい話ではございませんので遠慮しがちになってくる。全然声が出てこない。そういうところへこの援護法等の適用につきましても手を差し伸べていくのが政治の力であらうと私は考へるわけですね。だから、これは具体的に局長として、いま申し上げました問題をどう進めていこうとされておるのか、もう少し具体的にお答えいただきたいと思います。

○実本政府委員 先生のおっしゃることはまことにごもっともなことでございまして、単にいま先生のおっしゃるケースだけではなくて、やはり同じような法の適用が受けられるケースというもので、現実には当たっているのだけれども、当たっているかどうかかわからないままに、たとえばこれは、法律ができてからいろいろな請求の時効は七年の期間を与えておりますが、七年間経過してしまつたというふうな人がほかにもあるわけでございします。特に援護法とか恩給法とかいうものは、非常に難解でございまして、そのときそのときでまたいろいろの範囲の拡張とかあるいは給付の対象になる人の拡大とかいうふうな改善が行なわれてきて、継ぎはぎ継ぎはぎで、専門家がみましても非常に難解な法律になつておりますので、その点は特にそういう方々にとっては、条件の逆になっている場合だと思ひます。ただここで私が申し上げましたように、現にこういう方々であつて、援護法上の準軍属なり軍属として処遇されていた方々は、これはもうはつきりというケースとして、軍のほうから戦闘参加を要請したというケースが事実としてあり、あるいは日赤の従軍看護婦のような臨時に雇つた者につきましては、そういう事情がございします。それから、ある前線からある前線へ大量の人を輸送船で運んでいた。それが海没したような場合にございましては、はつきりという人たちのケースがわかつておりますので、ほんとうに先生がおっしゃられるような準軍属なり軍属として取り上げてほしいような人たちにについては、おおむねそういうケースとして処遇してきたつもりであります。しかし、その数

は、さつき先生が言われましたように、われわれのほうとしても的確な数字を持つておりませんが、大体四、五千というふうなことを聞いております。そのうちの四、五十人というところでございしますから、あるいはまだほかにもそういうケースも、知らないために眠つておる、あるいは泣いておるという方があることが考えられます。これは援護法のほかの対象者にもそういうことがございします。この問題のみならず、常にそういう人たちが全体についてのRRなり徹底の方法をいたしまして、月並みではございしますけれども、年に二回、都道府県の部長会議を開いて、そういう意味での徹底を、窓口でございします市町村の援護係のほうにさせるようにやっておりますわけでございします。そういう都道府県、市町村のルートを使ひまして、こういった問題、特に法律改正があるとか、あるいはいろいろな特別措置が行なわれるとかというふうなことになるにございします。その問題と同時に、そういう意味でのPRをして、一人でも漏れないようにしていくというのをやっておりますわけでございします。そういう際には、こういうケースは必ず徹底するように運んでいく、いまの段階ではそういうことを考えております。

○後藤委員 そうしますと、いま局長が言われましたように、さつきのような条件につきましても援護法の適用はされるんだ。だけれども、いままで知らずに漏れてきた人——四、五十名は過去において適用されておりますけれども、それ以外で漏れておる人があるとするならば、これは援護法の適用になる。ところが、一般国民の中には、そういうことを全然知らない人もあろう。だから、あらゆる機会を通じて——これだけではございしません。ほかの条件で漏れておる人もあろうかとは思ひますけれども、この問題については十分徹底をして、漏れておるような人はいないようにならね。後やうていきたい、こういうことでございします。

○実本政府委員 お示しのとおりでございます。

先ほど先生のおこぼれもありましたように、こういう人たちが並ぶにその御遺族の人は、何といひますか、外へ出たくないというようなグループですから、特にそういう面についてはそういう観点から、遠慮しないで出ていらつしやいというように導き方といひますか、引き出し方をするように指導してまいりたいと思ひます。

○後藤委員 次の問題は、南満洲鉄道株式会社との関係でございますが、いままで厚生省のほうへも、満鉄の社員で、しかも腕をなくしたり、あるいは両足切断されたり、いろいろな障害者がおいでになると思ふのです。これらの人はいままで、厚生省でひとつ援護法を適用してくれぬか、こういう強い申し入れがかなりあったと思ふのです。聞くところによりますと、却下されておられる件もあり、却下されずに、いわゆる受理をしておられる件もあるわけなんです。その却下された分と受理をされておられる分と内容を見ますと、申し上げることはいろいろあるわけでございますけれども、そのことはあと回しにしたいと思ひます。一体満鉄関係の職員、しかも軍事輸送にもつぱら従事しておられた職員、これらの人の障害年金なり遺族年金等については、現在適用されておられないわけでございますけれども、これは一体どういふ条文に照らして適用されずに今日に至っておるのか。きのうも満鉄の、昭和二十年十二月八日ですか、それ以前の分も、恩給公務員については継続する、これらの満鉄につとめておられた職員の人がいわゆる恩給期間に加算される、こういうふうな改正の方向で決定したような次第であります。が、それらの点を考えてみると、御承知のように満洲には関東軍司令官でございますが、各停車場には停車場司令官というふうなことで、総動員法こそ発動しておりませんけれども、それ以上の体制である戦争当時は臨んでおつたし、しかも満鉄で働いておられる社員全部がほとんど軍の命令で動いておつたといひても間違ひないと思ひます。これらの人が、いま援護法の適用を全然受けておられない。両足のないような実に気の毒な人もおいで

になるわけですが、厚生省に出せば却下される。もつぱらどうかと書いてあるからこれには該当せぬのだ、こういうふうな話があるからこれに合わせるわけでございますけれども、厚生省としてどういふ条文に照らして、間違ひのない今日までとつてこられた方針の御説明を、ひとつお願いしたいと思ふわけですが。

○実本政府委員 遺族援護法におきまして満鉄職員の処遇といふものにつきましては、援護法の第二条第一項第四号に「もとの陸軍又は海軍の指揮監督のもとに前三号に掲げる者」つまり軍人と軍属とがあります。「掲げる者の業務と同様の業務にもつぱら従事中の南満洲鉄道株式会社の職員及び政令で定めるこれに準ずる者」といふふうな、軍人軍属の定義の中の第四号に入つておられるわけですが、援護法といふものは、業務上の負傷もしくは疾病によりまして死亡したりけがしたりした人についての援護を目的としている法律でございますので、こういう人たちが現実業務上の負傷をした、あるいは死亡をしたといふことではなれば、現実給付が行なわれぬ。そういう南満洲鉄道の人が、軍属としての身分は持つておられますが、これが現実業務上の死亡または負傷といふことになりません場合に、まず在職期間内に業務上によつて死亡したといふことではなれば、いろいろな諸規定が働いてこないといふことになるわけでございます。同法の第三条に「在職期間」といふことがございまして、三条の一項の四号には南満洲鉄道株式会社の方々にについては「昭和十二年七月七日以後」——支那事変勃発以降「期間を定めないう、又は一箇月以上の期間を定めて事変地又は戦地における同号に規定する勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日までの期間及び当該勤務に就いていたことにより昭和二十年九月二日以後引き続き海外において抑留されていた期間」といふふうに、在職期間といふものを限定いたしております。この在職期間内において、軍の指揮監督のもとに軍人、軍属と同様の勤務の状態業務上なくなつていった、あるいは傷ついたりしたという条件に該当した者については、それぞれ死亡された方には御遺族に遺族年金、それから負傷された方には傷害年金といふものを給付するといふことにいたしておりますので、現にそういった南満洲鉄道の職員であられた方であつても、そのいま申し上げたような条件に該当されない場合は、これは支給されない、援護法の対象にはならないといふことで推移してまいつております。したがつて現に同じ南満洲鉄道の職員であられても、その条件を満たしていない者については給付が行なわれていない、こういうふうな推移をたどつてまいつておる次第でございます。

○後藤委員 そうしますと、いま局長が言われた第三条の一項四号ですか、「昭和十二年七月七日以後期間を定めないう、又は一箇月以上の期間を定めないう」と、それからずっと書いてあるわけですが、この条文を読んでみると、昭和十二年七月以降に降つては、満鉄で軍需輸送その他に従事した場合、死亡したりけがをした場合には、援護法が適用されるんだ、こういうふうに解釈していいわけですか。

○実本政府委員 そういふふうに解釈していただいてけっこうでございます。ただし、それが軍の指揮監督のもとに軍人、軍属と同様の態様において業務上負傷し、または疾病にかかり、あるいは死亡したといふことの条件が満たしておれば、それでけっこうでございます。○後藤委員 そうしますと、もう少し具体的に言いますけれども、南満洲鉄道株式会社に入つておつて、当時ああいうかっこうで全く軍の指令で全部動いておつた。そこで、昭和十二年の七月七日以降軍隊輸送列車でけがをした、そういう場合には、援護法が適用されるのかされないのか、これをひとつお尋ねします。○実本政府委員 おつしやるその軍隊輸送でございますが、それが南満洲鉄道自体の、何と申しますれば、これはもう少しケース、条件をいろいろ分析してみないと一がいに申し上げられませんが、原則としてそれはスースに当たらない。それが軍の装甲列車であつたり軍用列車として、また特にその列車を指揮監督して輸送に使う、こういうケースの場合でありますれば、これは援護法の対象として採用する、こういうふうな仕分けができてまいつております。

○後藤委員 そうしますと、いま言われたのは、昭和三十三年ごろだつたと思ひますが、満鉄会という会がありまして、満鉄で働いておつて非常に不幸にあつた、あるいは満鉄に長くつとめたという人が満鉄会をつくつておられる。そこで昭和三十三年ごろに、厚生省のほうに陳情書が出ておられるわけなんです。十年ぐらひ前だと思ひますが、それ以後今日におきましても、当然これは該当されておらつていいのだという問題がまだまだ該当されておらないといふことですが、もう少し具体的に申しますと、いま局長が言われたように装甲列車なり先駆列車、これに対しては適用しますよ。ただし軍隊輸送列車といふことは、現在におきましても適用されておらぬわけなんです。ところが、満洲のハルビン機関区におきましても、先駆列車であつたらうと、装甲列車であつたらうと、あるいは軍隊輸送列車であつたらうと、乗務員が順番にこれはダイヤで運転をしておる。さらに危険なことにおいては変わりがない。しかも、当時の満洲におきましては、先ほど言ひましたように関東軍司令官です、その下に野戦鉄道司令官があつて、しかも大きい駅には鉄道司令官があつて、それらが全部指揮をして軍隊輸送をやつておられるわけなんです。これはもうはつきりすると思ふのです。これらに従事しておらないといふところが私にはわからないわけなんです。なぜ一体これが適用されないのか。当然適用されてしかるべきだと私は思ふわけでございます。○実本政府委員 その点のケースをつまびらかにいたしませんと、いろいろな前提条件が違ひますが、一応先生がお話しになられました事柄を前

提をいたしまして申し上げますと、結局会社自身がとにかく自分のルートダイヤを組んで、自分のルートダイヤで、会社のダイヤどおりに動いている。そこにたまたま一般の乗客には喜んで軍隊が輸送してくれと言ってきた、こういう場合は、軍隊を輸送いたしましたも、全く会社自体のダイヤに従っているいろいろな作業に従事しておった、こういうことで、援護法とは関係がないのだ。しかしそこへ軍隊が、軍のほうからいろいろな条件を出し、あるいはダイヤをあらかじめ選定して特別に委託したような事例が入ってきている、こういう場合におきましては、これは軍の指揮監督という条件のもとに運転されたということで、そのケースはとる。ですから、そういう実体的な事実の認定なり判定の差が、そういうふうな適用不適用にあらわれてきているのじゃないか。これは具体的なものですから、事実のいろいろな見方があるわけですから。まあ二十何年前の、しかも外国におきましてケースについてのデータとか、そういうものを前提としていま審理を進めますのに、いろいろ不便な点があったり究明できないケースがあります。しかし概論的にいって、いま私が申し上げたような形式的な条件というものは最後はぶつかるものとぶつからないものとで、適用、不適用の線が分かれてくるのではないかとこのように考えられるわけでありませう。

○後藤委員 これはくだいようにお尋ねしますけれども、この問題にかなり関心を持っておられる人もたくさんありますので、もう少しい言われたことに對してお尋ねしたいと思うのであります。

どうもいま局長が言われたことは、聞いておつても十分わからないわけなんです。満鉄のダイヤで、お客をはさんで軍隊を輸送したときは適用されない。そうではないに、一個列車全部軍隊の列車だ。しかもそれは軍の命令によってその軍隊列車を動かしてある。それに乗っている機関士、機関助士もありましようし、あるいはその列車を途中で入れかえする場合の入れかえ連絡手等もあり

ましようが、いずれにしても、その汽車は一個列車全部が軍隊輸送列車です。それに関連した作業によってけがをした人には援護法が適用されるのかされないのか、その点なんです。ただ、先ほどあなたの言われた満鉄のダイヤで、一個列車に軍隊が乗っている、あとのほうにお客さんが乗っている、こういう場合なら私はいまのところどうも言うつもりはございませんけれども、少なくとも一個列車全部が、停車場司令官の命令によって軍隊輸送をやる。この入れかえ等で負傷した、足をちぎられた、そういう人がたくさんおられるわけなんです。これらの人が昭和三十三年から何とかひとつ適用してもらえぬだろうか。世の中で働こうと思つても働けない、こういう悲しい人がいらつしやるから、くだいようには私は念を押すわけでございますけれども、いま申し上げましたような点についてひとつはつきりとお答え願いたいと思つたのです。

○実本政府委員 いま先生のお話の昭和三十三年の満鉄会から出されております陳情のケースとしては、私ちょっとここでどういうケースであるかつまびらかにできませんが、要は装甲列車、先駆列車等、とにかく本来ならば軍人が乗っている、その列車全部を軍人自身で、とにかく指揮して動かすというふうになつておるものももちろん問題がないわけですし、それからそういうものを、軍人が来ないで、全部満鉄の職員に代行させた、そういう形であるが、これはもちろん適用になる。しかし、全部その列車に兵隊さんだけしか乗っていないわけでも、それが満鉄なら満鉄の会社自体のダイヤの中にたまたま乗っているお客さん全部が兵隊さんばかりだったというケースはこれはとらない、こういうふうにいまままで推移してまいっております。

○後藤委員 そうしますと、いまあなたの言われたのは、たとえば全部兵隊の乗っている列車を運転する。その場合に軍隊が輸送をするのを代行して満鉄の社員がやった、こう言われますけれども、

も、そういうことはおそらく考えられぬのじゃないですか。運転も兵隊がやる、機関助士も兵隊がやる。車掌も兵隊がやる、軍隊列車であるならば、それなら何もこういう負傷者は出ないわけですから。そうではないに、関東軍司令官と野戦鉄道司令官と各停車場の司令官からの指令によって、何時にこれだけの列車を編成して、これだけの列車を動かす、これが軍隊輸送の形式だったと思うのです。その輸送列車で作業中に負傷をしたり死んだり、いろいろな場合にこれらが適用されておらぬのが現実です。なぜ一体適用することができないのだろうか、そこなんです。どうもあなたの言われるのは、失礼な言い方ですけれども、子供だましのような説明になつてきまして、納得がいかないわけなんです。こうこういうふうで、いままではこういうふうになつてきたけれども、今日の情勢からはこうなるのだ、こういう方針だ、というのをもう少し明快にしたいだきたいし、ただ、私は何回も同じことをよく申し上げようとは思いませんけれども、私の手元へ西足切断された人が二人も三人も言つてきておるわけです。

ところが、それがどういふ要件かという、軍隊列車を編成する場合に、伍長の兵隊さんがわざわざ来て、済まぬけれども命令だ、おまえやってくれというところに入れてかえをやって、その途中で視界が悪かつたものですからけがをした。直接軍人が指揮しておるわけですから。そういうようなところもあなたのほうには却下しておるのです。それができぬといふのは私のほうに持つてきたのです。満鉄の問題については、御承知のように総動員法以上のきびしい体制に突つたことは間違いないと思つております。それと同時に、軍隊輸送列車につきましては、何べんも申し上げる必要はございませんけれども、やはり軍の指令によって全部編成し、全部輸送をしておつた、これは間違いないと思つております。満鉄の会社の列車のダイヤに乗りかへるまいと、そんなことは関係ないのです、軍隊輸送ですから。そんならこの列車を取り消して軍隊輸送にしようと言へば、それまでの話ですか

ら。そこで足を切られたり、負傷したりあるいはなくなつたりした人、こういう人が三十二年から陳情しておるけれどもいまだに認められない。こういうふうなことになるておりますので、その点についても、もう少し明快にしたいだき必要があると思つております。

○実本政府委員 もう少し三十二年の具体的なケースをつまびらかにしないと、先ほど申し上げた以上のことはいままではちょっと申し上げられません。ただ、いままでの方針は、とにかく装甲列車といひ、先駆列車といひ、それは本来軍のものなので、軍隊以外のものの目的でそれを使つたり、一般の市民の人をそれに乗つたりすることはないわけですから、これによる乗務員のけがとか事故とかいふものは、この場合は全く問題がないのではないかと。ただ、いま申し上げては先駆列車とか、装甲列車でない、本来的には満鉄の車である、そしてそれが本来的に満鉄のダイヤで動いている、こういう場合に、それがある程度軍隊が乗つていた、あるいは全部乗つていたといった場合には、これは一応筋として、援護法における軍属として採用してない。いままではそういうことで推移してまいつておるわけですが、もう少し三十二年のケースをよく、つまびらかにいたしませんと、何と申しますか、これ以上の見解をいまここで申し上げることはむづかしいと存じます。

○國田國務大臣 ただいま局長が検討しますと申し上げましたのは、ただいままでは援護法では、申し上げたような処理方針でやつてきておりますが、御指摘のとおり、逆に論功行賞の面で見ますと、この輸送に従事した者は論功行賞が当然あつたわけでありませう。ですから逆にその裏返しに、これに従事した者の負傷とかあるいはその他については論功行賞と裏返しに判断するのは当然であるし、また、昨日満鉄におつた方々の恩給の面が新しく適用された時期でございませうから、いままでどおりならば筋が通らぬと私は考えま

す。したがって、いままでこのとおりやっておりますから、いまここでじかに御返事できませんが、御指摘のようなことを考慮しつつ前向きの線でご検討いただき、こういう意味でございますから、御了承願いたいと思います。

○後藤委員　いま大臣が言われましたので、そういうことで早急にひとつ検討をしていただくようお願いしたいのです。

それでもう一つ、先ほど局長が言われた先駆列車というのは、これは軍の列車でも何でもございませぬ。南滿洲鉄道株式会社の汽車なんです。これは関係ないわけです。軍隊の列車じゃないわけです。その点はひとつ誤解のないようにしていました。

だきたいし、そうして先ほどから何回も申し上げておりますように、両足がない、片足がないということで、まことに苦しい生活をしていらつしやる人もたくさんあるわけでございますので、ぜひひとついま大臣が言われました方向で早急に検討をしていただいて、きのうもああいふかつこうで改正された時期でもございますので、よろしくひとつお願いをいたしたいと思ひます。

それからその次には、日赤関係の問題でござい
ますが、戦争当時の日赤看護婦の問題でございま
すけれども、聞くところによりますと、軍のほう
から日赤へ指令があつて、日赤独自という立場で
戦場へ看護婦を派遣しておつた。もちろん、これ
は軍属だと思います。で、戦場における賃金であ
るとか、手当であるとか、そういうものにつきま
しては、日赤のほうで全部負担をしておるといふ
ことは、これは間違ひないと思ひます。ところが

が、その戦場で戦死された人ですね。あるいは障害者ですね。これらの人が一体今日どういうふうな扱いをされておるんだろうか。途中で何か改正されたようなことも聞いておりますけれども、そこがもう一つわかりませんので、いまの問題についてひとつお答えをいただきたいと思います。

○実本政府委員 いまのお話の、日赤の看護婦で軍から救護召集を受けた看護婦の処遇の問題でございますが、これは救護員と称しまして軍から

手当が支払われておりました点にかんがみまして、有給軍属と解釈いたしました。そういう救護員が準戦地あるいは戦地に派遣された場合には、援護法上の軍属といたしまして、内地の軍病院等に派遣された場合には、これはまた準軍属といたしまして処遇をいたしておるわけでございます。

○後藤委員　そうしますと、いまの問題は別に何にも問題なしに、そういう条件の人については全部保護法で適用されておる、そういうことでよろしいんですか。

○実本政府委員 先生のおっしゃるとおりでございます。

○後藤委員　大臣が時間ほどおくれておそく来
ましたので、問題をしりのほうから入りましてこ
れから頭のほうへかわろうと思うのですが、今度
の援護法の一部改正で軍人軍属及び準軍属とい
うようなことで援護法の改正が出ておるわけでござ

いますけれども、援護法の中心になるのは軍属に準軍属、これを救うということがやはり中心であると思うわけなんです。ところが、軍人が入っ

ておるわけでございますけれども、この軍人といふのは一体どういう範圍の人がこの援護法の適用になっておるのか、さらには、どれくらいな数になつておるのか、さらに軍属においてはどれくらいな数になつておるのか、準軍属についてはどれくらいになつておるのか、昭和四十二年には一体これらの予算はどれだけかかったのだ、今度改正によつてどれだけかかるのだ、この点をひとつお尋ねいたしたいと思います。

○実本政府委員 援護法におきます対象者としたしましては、先生いまだお示しのように、軍人軍属及び軍人軍属というふうな二つのグループが規定されております。最初この法律ができましたときには、いわゆる軍人恩給というものが停止されておりました、そういう人たちについての処遇を何と

かしなければならぬのじゃないかというふうな
叫ばれておったところでございましたが、そういう
軍人恩給がストップされておりましたときに

まして、昭和二十七年に、そういう本来ならば軍人恩給、いわゆる恩給法のはうで処遇されてしかるべき人たちも含めまして、この援護法が国家補償の精神に基づいて、そういう人たちの援護をするということで発足いたしました。したがいましめて、この法律の発足当初、軍人と申しますと、いわゆるいまの恩給法の中で処遇されております軍

人さんがそのまま入っておりまして、そのほかに援護法といましては、ここに法律の第二条の一項一号、二号、三号、四号に書いてございますような、もとの陸海軍部内の有給の嘱託員あるい

は文官というふうなものも入っておったわけですが、この法律ができました翌年二十八年

に、恩給法が、いわゆる軍人恩給が復活いたしました。恩給法でもともと処遇されるべきいわゆる軍人というものが全部そちらのほうへほとんど抜けていった。ただし、抜けていきます場合には、恩給法で受け入れられる軍人というのは、

形式的な要件が非常にきびしゅうございまして、たとえば軍人の遺族にいたしましても、妻の場合をとりますと、形式婚でないものとはとらない。し

たがって、内縁の妻といったような軍人の遺族は恩給法のほうに迎え入れられない、こういうふうなものになつておりましたので、そういう人たちのグループは、軍人に関するグループは援護法に残つたということになっております。

それともう一つは、刑法上の罪を犯した者については、本来軍人であつて恩給法の対象になる者も対象にしない、こうなつておりますので、軍人さんの中でそういう受刑の人たち、それからもう

一つは、恩給法を請求するのに請求時効になってしまっているというふうな、請求期間の切れた軍人さん、こういうものが援護法の中に軍人として処遇される対象に残ったわけでございます。そういう意味で、援護法の中に書いてございます軍人といふのは、恩給法とは本来的には一緒のもの

のであるはずなのですが、そういう条件のものが入っておる。しかし、先生の御指摘になられますように、いまの援護法の対象は、大部分軍人因

給の復活と同時に恩給法に抜けてまいりましたので、現在援護法の対象としての一番組の多いものは、軍属、準軍属となっております。

援護法の対象の全体の数は、大体概数で申し上げますと、二十一万というふうになっております。

が、そのうち、遺族年金にしましては、軍人軍属が約十八万、それから進軍属が四万、そういう

ふうな訳になっておりまして、障害年金は、非常に少のうございまして、これはちょっと両方ある分けができませんのですが、全部で約三千五百といったような数字でございます。大体二十二万、そのうちの十八万が軍人軍属、それから準軍属が四万、障害年金の関係分が約三千五百、こ

それから、これに対します予算でございます
が、四十二年度におきましては百九十億でござい
まして、今回の改正分が四億一千万、こういうふ
うな予算の状況になっております。

○後藤委員 今度の増加率についてでござい
ますが、大体昭和四十一年度を基礎に増加率が出さ
れておる。私たちの考えるのは、四十一年度を基

礎にせず、四十二年度、去年の分を基礎にすれば、支給されるほうとしてもわかりやすい。恩給のほうもそうでございますけれども、今度の増額につきましても、増加率が四十一年度を基礎にされておる。しかも去年よりか率が悪いということになろうと思うのです。四十一年度を基礎にされておるといふのは、一体どういうわけで四十一年度を基礎にされたんだろうか。しかも増加率そのものは去年よりか悪い。去年一〇%でことし二

〇%、去年の一〇%もその中に含まれておりまして、計算すると九%、最低は五%くらいになると思っています。去年よりか悪いわけなんです。この辺は一体どういう考え方でこういうパーセントを出され、しかも四十一年度をこれはどういう碑を以て基礎にされたんだろうか、この点の御説明を

ひとついいたきたいと思います。

○実本政府委員 援護法におきます今回のベースアップの問題でございますが、これはすべて傷病

恩給、軍人遺族に対する公務扶助料等の増額、すなわち恩給法の増額に關連して、援護法におきましてもそういう増額を行なった、こういうふうなことに相なっております、実は恩給のほうはそうしたから、これもそういうふうに上げた、こういうことになっております。

ただ、私が恩給のほうから承っておりますところは、先生のおっしゃる、なげ四十一年度を基礎にしたのかというお話でございますが、それは、私の承っております範囲では、昭和二十六年から公務員のほうのベースアップは毎年やっておりますけれども、恩給法の中でそういうベースを、公務員と同時にいじくったことがなかったそうでございます、それをずっと四十年に至りますまでそのまゝにしておいたものだから、四十年に、これじゃあんまりひどいじゃないかということで、四十一年度の恩給法のベースアップということが行なわれたのだ、こういうふうになっております。ですから、そういう長年の間ベースアップをしていなかったというのであって、それを四十一年度にベースアップをしたわけで、援護法もそれにならった。

ところが、ベースアップをいたしましたのでございますが、その当時、最近に恩給に關する重要事項について答申が出ました例の恩給審議会が開催中ございまして、その恩給審議会の開催中に中間報告が出まして、とにかく恩給については根本的なベースアップの方法なりやり方については審議しておるけれども、二十六年以来いたしたことをやらないから、とりあえずそういう状況を考えて、恩給審議会からはどうせ根本的な答申が出るけれども、そういうことを考えながら、いまだとあえず、経済事情等の変動を勘案して、一〇%程度のものを上げたかどうかというふうな中間報告が恩給審議会から出まして、それで恩給のほうでは、四十二年度のベースアップをやった。それが大体四十一年度に対します一〇%程度の引き上げであった。それを来年度にまたもう一べん、恩給審議会の根本的な答申が

出る前に四十三年度でまた上げましたという理由、これは私はこういうふう聞いております。

四十二年度にベースアップいたしましたときから、その後の物価の変動があつて、四十一年、四十二年、この二年間の物価上昇を見ますと、約九・八%ということであるので、またもう一割上げたかどうか、こういうふうな考え方、四十一年度を基礎にして考えますれば、大体二割方上げるといふような恩給の上げ方が行なわれたわけでありまして、それに伴ひまして、われわれのほうもそういう上げ方をした、こういうふうなわれわれのほうでは恩給のほうから理解しておるわけでございます。

○後藤委員 そうしますと、その次の問題としましては、軍人軍属、準軍属ですね、これは、障害年金にいたしまして、それから遺族年金、遺族給与金というふうなことで、軍人軍属のほうは非常に——非常にというのとおかしいが、金額が高い。準軍属のほうはその七割、こういうふうなことに相なっておりますわけなんです、これは、同じ人間が命を捨てた、あるいは同じ人間が負傷をしたというふうなことから、同じような扱いをするのが当然じゃないか。これを故意になぜ一体こういうふうな一〇対七というふうな比率で差をつけて——しかも援護金をです。これは援護金だと思ふのです。なぜ一体こういうふうな差をつけるんだ、この点について御説明いただきたいと思ふます。

○実本政府委員 御承知のように、この援護法ができましたときには、遺族年金なり障害年金の、いわゆる年金の給付の対象として考えましたのは、現在の軍人軍属だけに限られておりました、その理由は、軍人軍属は、国の身分を持った国の使用人である。ところが、援護法が発足したときに、この準軍属というもののこの援護法の中に対象になつてはおりませんが、身分が、軍人軍属のような身分がない、ただし、総動員法の第五条によりまして徴用されたり、あるいは動員学徒のように動員されたりした、そういう総動員法

法律上の強制的な力によりまして、三菱重工とかその他の軍需工場へ強制配置になつた、身分はその強制配置された会社の従業員というものであつて、国家公務員ではない、こういうことでございしましたので、そこにそういう年金とそうでない準軍属、身分のない人につきました。一時金、有期年金というふうなことで発足したわけでございます。その後しかし、先生のいま御意見にもございましたような点も勘案されまして、これは年金に切りかえるべきであるということで、昭和三十四年に有期年金が無期年金と申しますか、準軍属について軍人軍属と同じように年金になつた。その際に、しかしそれは身分のある人となない人とはやはり差があつてしまつたんじゃないかということ、軍人軍属の十に対して準軍属の場合に、無期年金にはするが軍人軍属の十分の五、二分の一というところで発足をいたしました。その後また、こういうバランスがいかどうかというふうなことがいろいろ議論されてまいつたわけでございますが、昭和四十一年におきましてこの比率を十分の七に改めたらどうかということになりました、現在の形の処遇が行なわれておるといふふうなことで、その法制当初からの推移を見ますと、その辺のバランスというものが、いまのかつこうで一応均衡がとれてゐるのではないかとこのふに、いまわれわれのほうでも考えておるところでございます。

○後藤委員 これは私たちが考えますと、同じ人間でありながら片方十万円、片方七万円というふうなことに、つきましては納得のできないところでございますけれども、まあいろいろ過去の経過があつて、こういうふうなようよくこまで持つてきたのだ、こういうふうな説明でございしますが、これは今後の問題としてさらに努力をしていますが、もう一つ準軍属というのは、学徒なり女子挺身隊、徴用さらには沖繩の戦闘参加者あるいは満洲開拓青年義勇隊ですか、これ以外に準軍属に属するのは何があるのですか。

○実本政府委員 援護法の第二条三項に準軍属の規定が書いてございますが、先生がいまおあげになりましたもの以外には第二条三項三号に書いてございます市民義勇隊、それから五号に書いてございます特別未帰還者、こういった人たちが入っております。

○後藤委員 それで一番冒頭に申し上げました慰安婦の問題でございすけれども、先ほど局長はそういう該当者があれば援護法の対象にする、しかもわからぬ点については十分PRもしていきたい、こういう言明をなされたのですが、これは軍属のほうに入るのか、準軍属のほうに入るのか、あるいは特別の措置を何とか考えるのか、その点はいかがですか。

○実本政府委員 ケースによつて二つに分かれると思ひます。たとえば先ほど申し上げましたように、臨時看護婦、従軍看護婦というふうなかつこうで野戦病院等で働いていただいた人につきましては、そういう事実がある人につきましては、第二条一項二号の「もの」の陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、といったような軍属として処遇するということに相なるわけでございます。

そのほかにフィリピン戦争の末期におきますような戦場の中で、とにかく慰安婦も何も一緒にたまたま取つて働いた、あるいはとにかく抵抗したといふふうな人につきましては、戦闘参加者といふことになりまして準軍属というふうな処遇することが考えられておるわけでございます。

○後藤委員 ほかにまだ問題がございすけれども、ちょうど本会議の時間になりましたので、ここで中止をさせていただきますと思ひます。

○八田委員長 午後三時三十分まで休憩いたします。

午後一時五十七分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

昭和四十三年五月九日印刷

昭和四十三年五月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局